

未登記家屋所有者変更届

令和 年 月 日

北上市長 様

〔個人〕

- ・新所有者の本人確認資料（運転免許証等の写し等）が必要です。（裏面を参照ください）

〔法人〕

- ・代表者印を押印してください。

新所有者	住所 (所在地)			
	フリガナ 氏名(名称)	(印) (法人のみ押印)		
旧所有者	住所 (所在地)			
	フリガナ 氏名(名称)	(印) (法人のみ押印)		
電話番号 ()		続柄 ※相続の場合		
電話番号 ()		※原因を証する書類の添付ができない場合は旧所有者の本人確認資料を添付		
※市記入欄 担当者確認		名前 ()	連絡先 ()	

次のとおり未登記家屋の所有者を変更したので届け出ます。
なお、この件について争いが生じた場合、当事者双方にて解決し、北上市に対し一切ご迷惑をおかけしません。

原因	令和 年 月 日	◆原因及び添付書類（該当するものに☑チェックしてください）			
		新所有者に関する次の書類			
		〔共通〕 〔個人〕 <input type="checkbox"/> 住民票（一定要件の場合省略可。裏面を参照ください。） 〔法人〕 <input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本（裏面を参照ください。）			
		<input type="checkbox"/> 相続	<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書・ <input type="checkbox"/> その他相続関係のわかるもの ()		
		<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 売買契約書・ <input type="checkbox"/> その他売買の事実を証するもの ()		
<input type="checkbox"/> 贈与	<input type="checkbox"/> 贈与契約書・ <input type="checkbox"/> その他贈与の事実を証するもの ()				
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所有者変更の事実を証する書類 ()				
対象家屋	所在地	種類	構造	床面積	整理番号
	北上市	居宅・物置 車庫・倉庫 作業所 ()	木・軽量鉄骨・ブロック () 造 亜鉛メッキ・瓦・スレート () 葺 階建	m ²	※市記入欄
北上市	居宅・物置 車庫・倉庫 作業所 ()	木・軽量鉄骨・ブロック () 造 亜鉛メッキ・瓦・スレート () 葺 階建	m ²		

※市記入欄

受付者	入力	確認
相続関係確認 <input type="checkbox"/> 住基 <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 発送簿 <input type="checkbox"/> 他()		

受付印

	所在地	種類	構造	床面積	整理番号
対象家屋	北上市	居宅・物置 車庫・倉庫 作業所 ()	木・軽量鉄骨・ブロック () 造	m ²	※市記入欄
			亜鉛メッキ・瓦・スレート () 葺		
			階建		
北上市	居宅・物置 車庫・倉庫 作業所 ()	木・軽量鉄骨・ブロック () 造	亜鉛メッキ・瓦・スレート () 葺	m ²	
			階建		
			階建		
北上市	居宅・物置 車庫・倉庫 作業所 ()	木・軽量鉄骨・ブロック () 造	亜鉛メッキ・瓦・スレート () 葺	m ²	
			階建		
			階建		

〔注意事項〕

- この届出は、固定資産補充課税台帳に登録されている未登記家屋の所有者を変更するものであり、不動産登記法の登記とは関係ありません。第3者に対して所有権を主張するためには、法務局に登録の申請をする必要があります。
- この届出の内容は、地方税法第73条の18第3項の規定に基づき、岩手県知事あてに通知されます。
- 新所有者及び旧所有者欄の記入について
〔共通〕自署で記入してください。
〔法人〕代表者印を押印してください。

○ 添付書類

本人確認のための資料

新所有者の本人確認資料（運転免許証の写し等）を持参願います。

旧所有者や代理人の方が持参する場合も、新所有者の本人確認資料を添付してください。

新所有者に関する書類

〔個人〕住民票（市内に住所を有する場合又は本人確認資料に現住所、氏名が明記されている場合は省略可）

〔法人〕法人登記簿謄本（既に北上市固定資産課税台帳に登録されている場合は省略可）

原因を証する書類

〔売買の場合〕売買契約書など売買の事実を確認できる書類の写し、旧所有者の印鑑証明書

〔贈与の場合〕贈与契約書など贈与の事実を確認できる書類の写し、旧所有者の印鑑証明書

〔相続の場合〕遺産分割協議書や遺言書など相続の事実を確認できる書類の写し
分割協議書等がない場合は、被相続人と相続人の関係を確認できる戸籍謄本等

〔その他の場合〕所有者変更の事実を確認できる書類の写し

原因を証する書類の添付ができない場合は、旧所有者の本人確認資料（法人の場合は印鑑証明書）を添付してください。（相続の場合を除く）

～ 問い合わせ先 ～

北上市役所 財務部資産税課 家屋評価係 電話0197-72-8212（ダイヤルイン）